

問 I - 3 - ⑥ (財団法人の設立者)

法人は、一般財団法人の設立者になれるのでしょうか。

答

- 1 法人は、一般財団法人の設立者になることが可能です。
- 2 一般財団法人の設立者とは、財産を拠出して一般財団法人を設立する者のことをいいます。設立者は自然人だけでなく法人でもよいこととされています。ただし、法人については、その性質上、一般社団・財団法人法第 153 条第 2 項の遺言による設立をすることはできません。

(参照条文)

- 一般社団・財団法人法第 152 条 一般財団法人を設立するには、設立者（設立者が二人以上あるときは、その全員）が定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 2 設立者は、遺言で、次条第 1 項各号に掲げる事項及び第 154 条に規定する事項を定めて一般財団法人を設立する意思を表示することができる。この場合においては、遺言執行者は、当該遺言の効力が生じた後、遅滞なく、当該遺言で定めた事項を記載した定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 (略)

一般社団・財団法人法第 153 条 一般財団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一～三 (略)

四 設立者の氏名又は名称及び住所

五～十 (略)

2・3 (略)